

特定原材料等の指定 (平成14年4月より本格的に施行)

■特定原材料(省令による規定);表示義務
卵、乳、小麦、そば、落花生(5品目)

■特定原材料に準じる(通知による規定);表示奨励
あわび、いか、いくら、えび、オレンジ、かに、
キウイフルーツ、牛肉、くるみ、さけ、さば、大豆
鶏肉、バナナ、豚肉、まつたけ、もも、やまいも
りんご、ゼラチン

日本標準商品分類			現行	十脚目	
7133 えび類 (いせえ び・ざりがに類を除く)			○	○	
7134 いせえび・うちわえ び・ざりがに類	イセエビ、 ロブスター		×	○	
7135 かに類			○	○	
713 6その 他の 甲 かく 類	71361 しゃこ類	しゃこ	×	×	
	71362 あみ類				
	71363 おきあみ類	なんきよ くおきあ み	×	×	
	71369 他に分類さ れない甲かく類	かめのて	×	×	
		みねふじ つぼ	×	×	



The collage includes the following labels:

- クルマエビ (Crab)
- ブラックタイガ (ウシエビ) (Black Tiger Shrimp (Cow Shrimp))
- ホッコクアカエビ (アマエビ) (Hokkoku Akai Ebi (Amami Ebi))
- イセエビ (Lobster)
- アメリカンオマール (ウミザリガニ) (American Scallop (Sea Scallop))
- ズワイガニ (松葉ガニ、越前ガニ) (Zuwaebi (Kani, Echizen Kani))
- シャコ (Crayfish)
- タラバガニ (ヤドカリに属す) (Taraba Crab (Belongs to Squid))
- オキアミ (Ostrea)
- ミネフジツボ
- カメノテ